

災害・社会的トラブル
対応ガイドライン

Japanese Association of Clinical Developmental Psychologists

CONTENTS

はじめに	2
1. 臨床発達心理士として「災害・社会的トラブル」の基礎知識	3
2. 「災害・社会的トラブル」 災害発生から復興への流れ・関連の最新知識	4
3. 「災害・社会的トラブル」と臨床発達心理士としての役割	5
4. 災害体験者の声－阪神・淡路大震災	6
5. 「社会的トラブル」の具体例と対応	7
6. 「災害・社会的トラブル」関連ホームページ，資料等	8
おわりに	9



日本臨床発達心理士会

はじめに

世界や日本の様々な地域で現在も地震などの予期できない自然災害や社会的トラブルに巻き込まれている人々が絶えません。自然災害は、地球の温暖化の影響もあり頻発化・被害規模の拡大・災害支援活動が長期化しています。また、犯罪・消費者トラブル等の社会的トラブルもその悪質化、巧妙性や被害の増大が進んでいます。

特別な支援ニーズをもつ人々、とりわけ発達障害を持つ人々が、このような災害・社会的トラブルにあった時の支援のあり方、また、これらを予防するためにはどのような支援が必要かについて、臨床発達心理士が個人および組織として対応策を持つことは不可欠です。自然災害や社会的トラブルの種類、災害やトラブル発生から救護・避難・復興までの経過、対応と支援者等を理解しておくことが求められています。

今回、日本臨床発達心理士会は、近年次々と整備されてきている都道府県、自治体、施設、関係機関の経験や臨床発達心理士の体験に学びつつ、以下のことを目的として災害・社会的トラブル対策のガイドラインを作成しました。

ガイドラインの目的

1. 臨床発達心理士が「災害・社会的トラブル」の基礎知識及び関連知識・情報を理解し、日常的な備えにすること。
2. 理解をより身近にするために同じ臨床発達心理士の経験者・実践者の実例を共有すること。
3. 直面した「災害・社会的トラブル」の実態と対処法等を日本臨床発達心理士会として蓄積する契機にすること。
4. 「災害・社会的トラブル」を予防する一助に、本ガイドラインを関係機関・関係者へ紹介すること。

災害・社会的トラブルなどの緊急時における発達障害者への支援にこのガイドラインが役に立つことを期待します。

1. 臨床発達心理士として「災害・社会的トラブル」の基礎知識

自然現象や社会の中には、人々の暮らしを脅かす様々な出来事がある。その中の「災害・社会的トラブル」について、基礎知識をまとめた。

I. 災害

「災害」には、自然現象に起因する「自然災害」と火災や交通事故などの「人為災害」がある。今回、このパンフレットでは「災害」を、「自然災害」に絞った。

1. わが国は、大きな「災害」の発生を契機に、「災害からの救助」「災害の対策」「生活の再建」など、その度に関係の法律を整備し具体的体制を整えてきた。
2. 地震災害（1946年「南海地震」：死者・行方不明者1,443名）の後、1947年に「災害救助法」が制定された。台風（1959年「伊勢湾台風」：死者・行方不明者5,098名）の後、1961年に「災害対策基本法」が制定された。
3. これらを根拠法として、都道府県・市町村は「防災計画」「被災者救済対策」を立てて、「要援護者名簿」の整備、被災者への「避難所」設置などがされていく。1995年の「阪神・淡路大震災」（死者・行方不明者6,437名）の後、「災害救助法」に高齢者・障害者等を対象とした「福祉避難所」が追加された。
4. 防災から復興までを所管する関係省庁は、内閣府、総務省（消防庁）、厚生労働省等であり、都道府県・市町村にはそれぞれ関係機関が置かれている。

II. 社会的トラブル

現代の社会生活は多様で生産から消費に至る経済活動もあれば、交通機関・道路交通上のルール、日常的な対人関係やコミュニケーション、インターネット・携帯電話、社会道徳など様々である。ここでは、発達障害のある人々が日常的に巻き込まれやすい「社会的トラブル」を取り上げる。

1. 全国の消費生活センターに寄せられた「認知症高齢者、障害のある人等が契約当事者である相談」は、10年間で7倍に増えた。（国民生活センター2007年）全国の「消費者センター」では、「消費トラブル」に巻き込まれた際の相談や「クーリングオフ制度」を紹介している。
2. 特別支援学校（当時は養護学校）の調査によれば、発達障害のある子どもの「社会的トラブル」は、「盗み（万引き）、乗り物へのこだわり（無銭乗車など）、暴力、放火、住居侵入などが多い」との結果が出ている。（堀江まゆみなど2004年）
3. 警察庁は、少年法改正後、「触法調査マニュアル」（2007年）を作成し、全国の警察本部に配布し、発達障害などのある少年に接する際、留意すべき点を記述した。
4. 特別支援学校と地域社会が連携して障害のある人たちを「社会的トラブル」から予防する取り組みや、社会啓発のDVDなども出版されるようになってきた。

2. 「災害・社会的トラブル」

災害発生から復興への流れ・関連の最新知識

◎ わが国の災害発生時の基本的な流れ

- 国・地方自治体双方の関係機関行政職・消防隊員・警察官・自衛隊員が支援
- ライフラインの確認、確保又は復旧に電気・ガス・水道等の関係者の支援
- 報道機関は、連携体制を確保して正確な情報提供
- 救命救護活動（救出・救命・救護・搬送等の緊急対応）が動き出し消防士や初期医療チームが派遣され医師・看護師等がこれにあたる。
- 行政機関では、予め作成した計画に基づいて、被災状況（死者・負傷者、道路・交通状況、家屋倒壊、ライフライン、通信システム、自治体職員の出勤状況等）の確認と要援護者の安否確認
- 行政機関では、避難所設置等の検討や被災地体制整備及び応援・派遣要請の検討等の活動体制整備
- 避難所では、保健師・社会福祉士・介護福祉士等と共に民生委員やボランティア等の協働した支援体制が動き出し、その規模と内容によっては、臨床心理士が「こころのケア」を必要に応じて開始
- 高齢者・障害者むけの福祉避難所を設置することがあり、ここでは、要援護者の生活の体制整備がされ、概ね10人に1名の介護員等を配置していく。これら両避難所へ、医療チーム（医師・歯科医師・保健師・看護師・理学療法士）・栄養士・社会福祉士・介護福祉士・健康運動指導士・レクリエーション指導員・臨床心理士等が必要に応じ巡回
- 全国からの派遣保健師やボランティア等の調整では、自治体・社会福祉協議会・社会福祉士会等の行政担当者・保健師・社会福祉士が共同であることが多い
- ライフライン等の復旧、避難所の閉鎖、場合によっては仮設住宅の設置と入居、避難者の復帰、復興サポート体制の確立
- 終結

◎ 「災害・社会的トラブル」の最新知識

臨床発達心理士は、「災害・社会的トラブル」の基礎知識を本ガイドラインで共通理解としつつ、本ガイドラインを契機に、それぞれの自治体の防災計画や地域の取り組みを把握し、各地で具体的なネットワークと力量形成が期待されている。

また、刻々と変化する社会情勢の中、消費者行政を一元化して消費者を守ることを目指す消費者庁設置（2009年秋以降）や刑務所から出所する高齢者・障害者の社会復帰支援の一つとして「地域生活定着センター」（法務省・厚生労働省 2009年7月以降各都道府県1ヶ所）等、「災害・社会的トラブル」に関連する政府及び地方自治体等の最新知識にも関心を払い、身に付けて、より安全で安心な社会環境づくりへ貢献することも期待されている。

3. 「災害・社会的トラブル」と臨床発達心理士としての役割

I. 自然災害

自然災害とは、台風、豪雨、豪雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火などをさす。災害が発生した際には、まず生命および身体を守ること、次に生活を守ることが課題となる。通常的生活とは異なる避難所生活を余儀なくされることもあり、福祉避難所が設定されているところもある。さらに、復興支援や災害後の心のケアも求められる。

臨床発達心理士としては、災害時の直接支援のみならず、支援の必要な人々特に発達障害を持つ人々及び関係者に対して災害に対する対応を日常的に支援していくことが必要である。

◎ 個人として

- 自然災害などの現状理解のための情報収集。
 - ・自治体や「親の会」の出版物等の情報収集など（8 ページ参照）。

◎ 支部として

- 臨床発達心理士による体験と、学びの場としてのリハーサルへの参加。
 - ・消防署・防災センター等における地震・風水害の体験（起震車など）。
 - ・「防災の日」（9月1日）における各地での防災関連イベント等。
 - ・生徒、保護者、地域住民による避難所を想定した宿泊体験・模擬避難所生活等。

◎ 日本臨床発達心理士会として

- 臨床発達心理士が体験した自然災害の発生から復興までの内容と経過の蓄積。

II. 社会的トラブル

社会的トラブルとは、社会場面で発生する被害や加害行為であって、① 社会的逸脱行動、② 金銭搾取、③ 消費者トラブル、④ 暴力、⑤ 性トラブル等、多様な概念を含んでいる。社会的トラブルの内容によっては、刑法等に触れる行為（触法行為）から犯罪にいたることもある。予防としての模擬体験的な学習が求められる。

◎ 個人として

- 発達障害のある人が様々な社会的トラブルに巻き込まれている現状の理解。
 - ・悪質商法（キャッチセールス、デート商法など）や性的なトラブルなどの被害・加害。

◎ 支部として

- 臨床発達心理士による「社会的トラブルを回避する予防的な取り組み」「発達障害のある人の更正の取り組み」に関する実践内容の共有。

◎ 日本臨床発達心理士会として

- 臨床発達心理士が関係した発達障害のある人の社会的トラブル等の発生から解決までの内容と経過の蓄積。

4. 災害体験者の声 – 阪神・淡路大震災 –

突然の轟音といつもと違う揺れは、13年経った今でも...

家の前をダンプカーが走り去ると「どきっ」とするのは、あの震災の体験者しかわからないと思います。

我が家は大きなゆれと多少の家具が倒れただけだったので外に出るまでは、やや大きな地震と思っていました。私は、主人に子どもの着替えを頼んで歩いて10分ほどの実家に向かいました。まだ、薄暗く自転車を走らせ、進んでいく間に、一人で出てきたことに後悔をしました。大きな道に出たとき、信号は停電し、渡ることもままならない、実家に近づくにつれて家がたくさんつぶれていました。自分の目を疑うというのは、まさにこのような光景を言うのでしょうか。私はこの中で「実家がこのようにつぶれていたらどうやって母を助け出そう。一人でくるんじゃない。怖い。どうしよう。助けて。」心の中で悲鳴を上げていました。実家が見えてきたとき「もうあかんわ。母は死んでる。」とってしまいました。そのくらい母の近所は軒並み家は倒れ影も形もありませんでした。家の前まで来たとき、家の前で母が立っている姿を見たとき抱き合っただけで喜びました。母は「怖かった。家がこんなになってしまった。あんたらは大丈夫か。」と泣きながら叫んでいました。私も自分が生まれ育った実家が見るも無残な姿に大きな悲しみを感じましたが、母が生きてくれた喜びでいっぱいでした。すぐに自転車を引きながら母を我が家に連れて帰りました。安否を確認すると今度は、主人が「学校へ行ってくる。職場が心配や。見てくる。」と言い出しました。「私らを置いてどこにもいかんといてよ。」といいましたが、「見たら帰ってくるから。」という言葉聞いたので承諾するしかありませんでした。主人がいらない以上私が家族を守るしかできません。自分の勤務している養護学校のこどものことが頭をかすめました。同僚に電話をして安否の確認をし、出勤について話をしましたが、お互いの家を守ろうという話になりました。2歳と4歳のわが子と67歳の母を守ることで精一杯でした。明るくなってTVを見たときには目を疑う被害のひどさにびっくりしました。そして私が住んでいる地域とその周辺が一番被害がひどかったことに驚きました。立て続けに起こる余震とこの先のことを考えると不安と恐怖でいっぱいでした。水も出ない、ガスもつかない、食べ物も家にあるだけ、母の家はどうなるのかなどのこれからの生活がどうなるのか心配でたまりませんでした。夕方になり、職場の中学校に行っていた主人から電話がかかり「学校大変や、学校の回りはもっとひどい、避難所になっている。今日はとにかく帰るから。」と自転車で何とか帰ってきたのは夜の10時くらいでした。明日の動きを確認して、地震がきたらいつでも逃げられるように普段着を着て眠りました。朝一番に母の家に行き、大切なものを持って何とかこじ開けた玄関の戸に鍵をしまいました。自分の家に土足で入るほど悲しいことはありませんでした。みんな生きていただけ幸

せと自分に言い聞かせました。

4歳の息子と近くの小学校に水をもらいに行き、トイレットペーパーを買いました。みんな「大丈夫か。」「がんばろな。」と知らない人同士で声を掛け合って励ましあいました。

少し生活が安定し、勤務先の子どものことが気になりました。当時は知的障害の養護学校に勤務していました。小学部3年生を3人の教師で7人の子どもを担当していました。1人の担当の先生に連絡して今の自分の家の状況を説明しました。するとその先生は、子どもたちの安否を7人全員確認してくれていました。勤務校は神戸市の西方面にあったため、どちらかというと被害が少ない地域にありました。1人1人の様子を聞き安心しました。A子ちゃんのてんかん発作の薬があと1週間でなくなるので近くの総合病院で手に入るように母親が頼んだ話を聞きました。薬を1回でも飲まないとい発作が頻発する子どもだったので大変心配しました。自閉症のB子ちゃん、C君はいつもと違うパターンに家でパニックを起こしていることも聞きました。私たちでさえわけがわからない状態で彼らはもっと不安に違いなかったでしょう。学校が再開するまで居住地の近くの避難所へ手伝いに行くように言われました。電車を乗り継いで避難所になっている東にある養護学校へ手伝いに行きました。ごった返す避難所に、自閉症の子ども、知的障害の子どもたちの居場所がなかったことは確かでした。中高年の大人の方々が、パニック状態で避難所ではその対応に追われました。

震災から2週間後、スクールバスのバス路線の調査を行い子どもたちが学校へ何時間ぐらいで登校できるのかを確認しましたが、いつもなら1時間のところが道路の壊滅で3時間はかかることがわかりました。簡易給食の手配ができるのか、そこまでして子どもを学校に来させることはどうなのかと職員間で意見を交えました。

ある、肢体不自由養護学校の玄関に老夫婦が地震直後にやってきて、避難所として入れてほしいといわれたそうです。職員は「ここはからだの不自由な子どもたちが避難にやってくるかもしれないので隣の体育館に行ってください。」という「養護学校やからいれてくれると思ったのに。」といわれて、隣のごった返す体育館に向かわれたそうです。主人の職場の避難所では障害のある方が、パニックを起こし何度も保健所に連絡し来てもらったそうです。

新年度を迎え、私は新しい職場の高等養護学校で勤務していました。それからは地震時に対応できる避難訓練を行うようになりました。震災時の連絡網作りも行いました。役割分担も行いました。もうこのような大地震が来ることがないことを祈りつつ、自分が市民であると共に、障害のある人を守り、支援する立場にある者としての役割を再確認しながら毎日を過ごしています。

5. 「社会的トラブル」の具体例と対応

発達障害のある人がトラブルに巻き込まれやすい3つの理由とは !!

POINT
1

理解力、判断力が
十分ではない

POINT
2

見通しを持ちにくい

POINT
3

被害認識を持ちにくい

Q 1 街でキャッチセールスに遭い、多額の契約をしてしまった、Aくん（25歳男性）の場合。

夕方ターミナル駅で目的もなくブラブラしていたAくんは若くてきれいな女性に声をかけられ「あなたなら高価な絵画がお似合いね」といわれ80万円の絵画を購入してしまった。家族がキャッチセールスだと言っても、「自分が働いて稼いだお金だ。何が悪い！」と言ってクーリングオフをしない。どうしたら？

Q 2 学校時代の同級生から金銭の恐喝をされていた、Bくん（22歳男性）の場合。

中学時代の友達に恐喝をされて貯金していたお金をすべて下ろして渡した。それでも、恐喝は続き、暴力をふるわれ怪我をしたことで保護者が事実を知った。Bくんは友だちが困っていたから「貸しているだけ」「困った時にはお互い様だよ」と親に告げた。どうしたら？

Q 3 俺たちは恋人だよ。裸の写メールを送ってね。と言われまだ逢ったこともないネットで知り合った男性に毎晩裸の写真を送っていた女性。

出会い系のネットで知り合った男性とのメールのやりとりで恋人だと信じ切って裸の写メールを送り続けたCさん（25歳女性）。同窓会で友だちにそのことを話し、当時の担任に連絡があって事実を知る。私たちは恋人同士なんだから、誰にも迷惑をかけていないじゃない！

発達障害のある人がトラブルに巻き込まれやすい理由そのものです。人が地域で暮らしていく場合には小さなトラブルに必ず逢う、という逆転の認識がこれから私たちには必要です。さて事例から考えられることは、被害認識を持っていないということです。そしてその場合の見通しも曖昧です。

CHECK 1 自分が働いたお金なんだから自由に使ってもいいじゃないか！

CHECK 2 友達が困っていたからお金を貸していただけだよ。困った友達が僕を頼っていてお金がないから苛立って殴っただけだよ友達は悪くない。

CHECK 3 だって恋人なんだからなにをしてもいいじゃない！誰にも迷惑をかけていないんだから・・・

トラブルになってしまった後に発達障害のある人に「一般的なモノの値段と自分の生活水準について」「友だちならば暴力を振るわない」「恋人であるなら、どうしてメールという文章だけの付き合いなのか？」など支援者が一人の大人として専門家として相談に乗ることになるでしょう。その時に大切なことは彼らの論理に惑わされず、確固たる私たちが身につけている一般論を彼らに教えることが大切になります。

そして、解決のための方策は家族や支援者が本人抜きで行わず、本人を中心に相談機関に訪問するなどしないと同じ事を繰り返すことになります。

予防方法としては、社会に出た時に合うトラブルの模擬体験などロールプレイなどの方法でスキルの方法を身につける学習をしていくことが大切です。社会的トラブルに遭わないために、逢ってしまったらという視点で自分で自分で守るというスキルです。

解決方法を上手に身につけておくことが発達障害のある人をサポートしていくために大切なことです。しかし解決方法に優れている臨床発達心理士は多くはいません。その場合にはすぐに詳しい仲間や関係機関に「つなぐ」ことが専門家としての責務です。親の会では法律相談などもあります。すぐに相談して解決に向けて行動をしていきましょう。

6. 「災害・社会的トラブル」関連ホームページ, 資料等

I. 災 害

- 内閣府「防災情報のページ」 <http://www.bousai.go.jp/index.html>
- 「防災白書」(内閣府) <http://www.bousai.go.jp/1info/pamph.html>
- 総務省消防庁 <http://www.fdma.go.jp/>
- 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>
- 国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/>
- 防衛省自衛隊 <http://www.mod.go.jp/>
- 自閉症協会・防災ハンドブック <http://www.autism.or.jp/bousai/index.htm>

II. 社会的トラブル

- 障害者の消費者トラブル 内閣府・消費者の窓
<http://www.consumer.go.jp/>
- 「障害者の消費者トラブル見守りガイドブック」(内閣府国民生活局)
内閣府国民生活局消費者企画課 消費者行政推進室 TEL. 03-3581-3454
<http://www.consumer.go.jp/seisaku/cao/shohishakyouiku/2006guidebook/2006guidebook.html>
- 国民生活センター
<http://www.kokusen.go.jp/>
「知的障害や自閉症等のある人たちをトラブルから守る～自分で守るみんなで守る～」
- NHK 厚生文化事業団
DVD 2008年5月 NHK 厚生文化事業団福祉ビデオシリーズ
<http://www.npwo.or.jp>
- 「犯罪白書」法務総合研究所 研究部
電話 047-382-1013 (代表)
<http://www.moj.go.jp/HOUSO/hakusho2.html>
- 「高齢者・障害者を悪質商法の被害からまもるために」全国社会福祉協議会
電話 03-3581-4655 FAX 03-3581-7858
<http://www3.shakyo.or.jp/CDVC/fukushi/jigyou/akushitsushoho.pdf>
- 「いや」(自立生活ハンドブック7)「自分をまもる」(自立生活ハンドブック12)全日本手をつなぐ育成会
<http://www.ikuseikai-japan.jp/>
- 「知的障害のある人を被害からまもるために」「知的障害のある人を理解するために」白梅学園大学堀江研究室
FAX. 042-344-1889
- 日本自閉症協会
<http://www.autism.or.jp/>

おわりに

日本臨床発達心理士会は、前記の目的をもって、2007年6月「災害・事故」ワーキンググループを立ち上げました。深井敏行（東京都立足立特別支援学校）、小林英二（鹿沼市健康課）、井澤信三（兵庫教育大学）、藤本優子（神戸市立竜が台中学校）、三宅篤子（帝京平成大学）を委員に迎え、現在までに7回の打ち合わせを行い、ガイドラインの完成にこぎつけました。当初目的にしていた災害・事故への対策は、その緊急性から、「災害・社会的トラブル」を中心にまとめました。事故やその他、発達障害のある人々の遭遇する問題については今後検討していく必要があると思われます。

災害・社会的トラブル対応ガイドライン

発行日： 2009年7月8日
発行人： 日本臨床発達心理士会
〒160-0023 新宿区西新宿8-5-9-10A
FAX. 03-5348-5902
メールアドレス：shikaku@jsdp.jp
発行責任者： 一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構
日本臨床発達心理士会
編集責任者： 三宅篤子
印刷・製本： (株) 文成印刷
〒168-0062 東京都杉並区方南1-4-1
TEL. 03-3322-4141 FAX. 03-3322-4144

生涯発達を支えるパートナー

